



地方選挙特集

発行所 小田原市役所
 小田原市1の138
 編集者 小田原市役所
 印刷 小田原市役所
 石橋 貞吉
 定価 一紙三圓

清い一票 明るい政治

選挙の手引

4月23日 市議会議員の選挙
4月30日 市議会議長の選挙
4月30日 市議会議長の選挙
4月30日 市議会議長の選挙

はしがき
 (この特
 集号を全
 方々は一
 人様ら
 お読み下
 を希望し
 たしまし
 す)

自分代つて自分の思う
 ような政治を行つて貰う
 ために真に信頼できる人
 を選挙しよう。

以下今回の選挙について
 解説いたします(このう
 ち一部は既に三月の市
 報と市掲示によつて告知
 せられたものですがここ
 に再録しました)

投票日と投票用紙
 本市においては次のよう
 に三つの選挙が二回にわ
 たつて行われます。
 1 四月二十三日
 小田原市議会議長の選
 挙
 2 四月三十日
 市議会議長の選挙
 3 四月三十日
 市議会議長の選挙

市議会議長の選挙
 市議会議長は三十六名、
 衆知事一名、無議会議員
 二名を併せしよつて選
 挙するわけでありませ
 ん。投票日と選挙用紙の選
 挙は同時に行われますが
 投票の際、間違ひのな
 いようにならなければな
 りません。

(衆知事の投票用紙は、
 黒色刷、無議会議員の投
 票用紙は、赤色刷です。)
 投票用紙を誤つて反対
 に書いたものは、無効と
 なります)

権があります。
 今年の四月三十日現在で
 満二十才に達し本市に三
 月以上住所を有する人は
 衆知事、無議会議員の選
 挙権があります。
 但し禁治産者及び懲役
 又は禁じの刑に処せられ
 満一年の執行を終らな
 い選挙関係の犯罪により
 執行猶予中の人は選挙権
 がありません。
 選挙資格があつても選挙
 人名簿にのつていないと
 から次の補充選挙の調製
 のところをよく注意して
 下さい。

補充選挙人名簿の調製

市議会議長、衆知事及び
 無議会議員の選挙に使用
 する選挙人名簿は、現在
 まで昨年九月十五日現在
 で調製し十二月二十日に
 確定した基本選挙人名簿
 (以下基本名簿)と、
 (1) 今度の選挙のため
 の補充選挙人名簿(以下
 単に補充名簿という)で
 補充名簿は、基本名簿
 調査の日から、ある選挙
 が行われる日まで新たに
 選挙人資格を取得した人
 (一人令満二十才に達し
 た人)とか、或いはすでに
 三月以上の居住要件を
 満たした人などにあつた
 らうべく、その人の申請
 に基づいて作製するもので
 あります。

次にそれぞれの選挙のた
 めの補充名簿について説
 明いたします。

1. 市議会議長の選挙の
 ための補充名簿
 この名簿に登録される資
 格を持つてゐる方は、昭
 和六年五月一日以前に生
 れ、本市に今年二月一
 日以前から引き続き住んで
 いる人です。
 申請の期間はとも四月
 三日から全九日までです。
 所8番窓口(選挙管理委
 員会)で交付をいたしま
 す。必ず申請して下さい。
 なり補充名簿の申請期
 間には基本名簿を御見せ
 いたしますからあなた
 の名簿に登録されているか
 どうかを確認ください。
 もし基本名簿に登録され
 ないときは補充名簿に登録
 申請の手続きをさつて下
 さい。申請用紙は選挙管
 理委員会又は各支所に備
 付けてあります。

投票についての御注意

1 投票場所 皆さんのと
 ころまでおくりたい
 します。投票所入場券に
 に皆さんが御出でにな
 る投票所が書かれてあ
 りますからよく御覧下
 さい。

2 投票時間 投票日の午
 前七時から午後六時ま
 です。

3 投票できない人、名簿
 に登録されていない
 方、登録されていても
 誤載失格などの明か
 らず本人でない方、時
 間外にお出でになつた
 方

4 投票の方法 投票日に
 は有権者の皆さんが御
 自身で投票所に行つて
 投票用紙を取ればな
 りません。投票所にお出
 になり、投票所にお出
 できるよう追つて投票
 します。投票所にお出
 になる時は必ず先に投票
 が配布し「投票所
 入場券」を御持参願
 います。そして投票し
 場合は投票用紙と引
 換えて投票することを
 忘れてはなりません。
 以下簡単に投票要領を御
 知らせしよう。

(イ) 市議会議員選挙の投
 票

(1) 投票所入場券を入
 つてすぐ受付係にお
 示し下さい。
 ※すると、係員は到着
 番号を記入します。
 (2) 次に番号の記入した「入
 場券」を名簿対照係
 にお示し下さい。
 ※すると、係員は名簿
 と対照し、(赤鉛筆
 で)印を付けます。
 (3) 次に「印の付けた「入
 場券」を投票用紙
 交付係にお示し下さ
 います。

※すると、係員は「入
 場券」をさつて、かわ
 りに投票用紙を差上
 げます。

(4) 記号所でその用紙に
 候補者の氏名を書い
 て下さい。(その際
 二名書いたり、余分
 なことを書きこむと
 無効になります)

(5) 用紙に書きこんだら
 それを投票箱に入れ
 て、出口から御帰
 り下さい。

(裏面につづく)

四月中には、全国の都道
 府県知事と議員、市町村
 長と議員の選挙、いわば
 る地方選挙が行われるこ
 とは、すでに御存じのと
 おりです。政治は台所と
 つながると申します。市
 政も異政も私達の生活に
 直接影響をもつことを考
 えるとき、この選挙がい
 かに重要であるかよく考
 へておきたいと思つてま
 す。

「政治は政治家の私徳」
 ではなく、「政治は私徳の
 ため」でなければならな
 せん。もし「誰れがで
 るか」で五十歩五十歩た
 らぬならば、誰れがで
 るか、誰れがでるかを
 無責任に放言する。更に、
 自分には投票に行か
 ない」となれば、早やその
 人は民主政治の何にか
 をわきまえない人であり
 自己の道徳的責任を回避
 し、自己の権利を放棄する
 者であるといえましよう。

選挙人の資格

今年の四月二十三日現
 在で満二十才に達し本市
 に三月以上住所を有す
 る人は市議会議員の選挙
 することになります。

(口) 県知事と県議会議員選挙の投票

(1)(2)の順序は市議會議員選挙の投票と同じですが(3)の投票用紙交付係の所て、縣知事の投票用紙(黒色刷)と縣議會議員の投票用紙引換券をくれますから先に配賦所で黒刷色の用紙に県知事候補者の氏名(皆さんの意中の一人だけ)を書いてそれを投票箱に入れて下さい。(誤つて「引換券」を入れないで下さい。)

次に「引換券」を県議會議員投票用紙交付係の所て投票用紙(赤色刷)と換えて下さい。手にした赤色刷の用紙に印刷所で縣議會議員候補者の氏名を(皆さんの意中の一人だけ)書いて投票箱に入れて下さい。

こういふ所要領で順序をふめば、おそろくは間違いないと思ひますが、もう一度念のため申添えます。

県知事の投票用紙は黒色刷、縣議會議員の投票用紙は赤色刷、と区分けしてありますから十分印押慮して下さい。これを取違えて書いた場合は勿論折角の投票も無効になります。

なお、投票用紙には候補者でないものの氏名を書いたり、記号や符號やその他合計などの字をかくと無効になりますから御注意下さい。

そのほか
A 点字投票 盲人で点字で投票すること
B 代理投票 投票所まで出掛けられるが手が不自由で、手か又は文字を知らな

いたの自分で投票の

記載のできない人は代理投票ができます。このような方は投票所を出て下さい。投票管理者は臨時に二人の補助者を定めて代理配賦し志の通りで投票配賦します。

選挙の当日
投票できない
い方に

1 船員、鉄道従業員など
2 看病、法務その他やむを得ない用務で旅行又は禁帯中の方
3 病氣、負傷、妊娠、不具などのため歩くこと困難な方
4 監獄、警察、少年院に留置中の方及び病院に入院中の方
5 右に掲げるような方は旅行先又は滞在地の市区町村で投票したり、病院や少年院などの中、又はその現在する場所(自宅など)で投票することができます。

この場合は、市議會議員の選挙では、四月三日から四月二十二日まで、県知事、縣議會議員の選挙では、四月三日から四月二十九日までの間に(何れも平日の執務中に限り)市選挙管理委員に郵便で不在投票の投票用紙と投票用紙の交付を請求してもよいし、病氣等で歩行が著しく困難である選挙人は、同居の親族によつて請求して選挙の当日、投票所へ行く書添えることが必要で

選挙管理委員会から、不在投票の投票用紙と投票用紙の封筒の交付を受けた上で、投票所へ投票することができます。

この場合、旅行先、滞在地の市区町村で投票したり、又は病氣のため自宅投票用紙の配賦をしようとするときは、そのことを附記しなければなりません。

この不在投票についてお知りにならない点は選挙管理委員会までお尋ね下さい。

今度の選挙では、次のような催しを通じて候補者の人物又は政見を知ることが出来ます。

1 縣知事候補者
2 縣議會議員、市議會議員候補者
3 個人演説会、街頭演説会、街頭演説、ラジオ放送、選挙公報、各家庭へ送(選見放送及び各家庭へ送)四月二十七日までに配布され、氏名揭示されている者が立候補しているかわかる。新聞広告、その候補者自身の行方選挙運動等
4 縣議會議員、市議會議員は小田原市から候補者が立ちますから市民の皆さんの方から候補者を知つておられること

選挙管理委員会から、不在投票の投票用紙と投票用紙の封筒の交付を受けた上で、投票所へ投票することができます。

この場合、旅行先、滞在地の市区町村で投票したり、又は病氣のため自宅投票用紙の配賦をしようとするときは、そのことを附記しなければなりません。

この不在投票についてお知りにならない点は選挙管理委員会までお尋ね下さい。

今度の選挙では、次のような催しを通じて候補者の人物又は政見を知ることが出来ます。

1 縣知事候補者
2 縣議會議員、市議會議員候補者
3 個人演説会、街頭演説会、街頭演説、ラジオ放送、選挙公報、各家庭へ送(選見放送及び各家庭へ送)四月二十七日までに配布され、氏名揭示されている者が立候補しているかわかる。新聞広告、その候補者自身の行方選挙運動等
4 縣議會議員、市議會議員は小田原市から候補者が立ちますから市民の皆さんの方から候補者を知つておられること

候補者あるいは運動員から、金品を買つたり頼まれたりして投票しないけません。あらゆる情実をたつきつて自分の誰に投票したか洩れようなどとは絶対でありませし、後になって聞かされてもこれをいう必要はありません。

解説 市議会とは

選挙は「自分に代つて自分達のために政治を行う代表者を選ぶ」ために行われるものである。ここでは市民と直接一番関係の深い市議会についてその組織と権限を大要解説してみよう。

三、市議會議員は定員三名(現在は欠員一名)でこのうちから議長、副議長を選挙され、また条例で委員会を置いて、特別委員会が常任委員会と特別委員会であるが議会は次の事件を議決する。

一、条例の設定、改廃に
二、歳入歳出予算を定めることについて
三、決算の認定について
四、市税、使用料、手数料その他の賦課徴収に
五、前号の賦課徴収が違法であつた場合にその払戻しについて
六、基本財産又はその他積立金などについて
七、財産の取得、營造物の設置又はそれらの処分について
八、予算外の義務負担、負担附帯の受納又は権利放棄について
九、条例で定める契約に
十、市がその当事者である異議の申立、訴訟、訴訟、和解、仲裁、調停及び仲裁の請に
十一、法律上その義務に属する損害賠償の額に
十二、市がその区域内の公共的団体の活動の調整に
十三、その他法律又は政令により議会の権限を属することについて

以上の外条例で議会の議決することができるものがあること

また議会は市の事務に

する書類及び計算書を検閲したり、市長又は法令

を請求し、監査を求め、説明を聴取し、これに對して意見を述べ、事務の管理や議決の執行及び出納検査をし、關係人の出頭証言並びに記録の提出を請求したりするところ、その他地方自治法に定められたいろいろな仕事を執行していくのである。

次に委員会であるが条例で委員、経済、厚生、教育、建設の五常任委員会があつて定数は各十一名議長と副議長を除いて多くの議員は兼務である。その仕事は市の事務に関する調査、議案、陳情等を審査し、これについて公聴会を開いたり、学識経験者等の意見を聞くことである。

特別委員会が必要によりその都度選任される。議会の会期中議会の議決について付議された案件を審査する場合であつて、多くの場合決算や当初予算などは付議される。

以上紙面の都合で極く簡単に述べたが今回の選挙の予備智識となれば幸である。

選ぶ人正しければ
選ばれる人正し